

## 行財政改革審議会委員公募要領

### 1 公募の趣旨

市では、市民等の意見を法に沿った公的な答申・建議として位置付け、行財政改革に反映させるため、地方自治法に定める附属機関として、条例に基づき流山市行財政改革審議を設置しています。

審議会は「学識経験を有する者」、「公共的団体等を代表する者」、「市民等」の15人以内の委員で構成しますが、このうち「市民等」について、広く市民等の皆様のご意見をいただきため、公募するものです。

### 2 行財政改革審議会の所掌事務

市長の諮問に応じ、市の行財政改革の推進に関する事項について必要な調査及び審議を行い、市長に答申し、又は建議します。

### 3 審議会委員の身分

非常勤特別職（地方自治法第202条の3第2項及び地方公務員法第3条第3項第2号の規定による）

### 4 公募者数

5名程度

### 5 応募の方法等

#### （1）応募者の資格（次のいずれにも該当すること）

ア 本市に住所を有する者（本市住民基本台帳に記載があるもの）、市内で働く者又は市内で就学する者

イ 応募の日現在の年齢が満18歳以上の者

ウ 市税の滞納がない者

#### （2）応募期間

令和7年12月21日（日）から令和8年1月16日（木）午後5時【必着】まで

#### （3）応募方法

応募動機と「これまでの流山市の行財政改革から思うこと」について800字程度にまとめたもの及び住所、氏名、年齢、経歴、電話番号、お持ちの方はメールアドレスを明記した書面と、（別添）納税状況確認承諾書とを合わせて総合政策部情報政策・改革改善課に直接持参するか郵送、ファク

シミリ又は電子メールにて提出してください。なお、市民以外で応募する方については、市内在勤（市内在学）であることが確認できる書類の添付をお願いします。

## 6 選考方法

書類審査及び面接

## 7 選考及び委嘱日程（予定）

- (1) 面接 令和8年2月5日（木）13：30～15：30  
※応募者に別途、お伝えします。
- (2) 選考結果通知 令和8年2月中旬
- (3) 委嘱及び第1回審議会 令和8年3月18日（水）9：30～12：00

## 8 報酬

日額7,200円（流山市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例による。）

## 9 任期

委嘱日から2年間

※ 会議は年3回程度、原則として平日の日中に開催いたします。

## 10 その他

- (1) 採用者は、市ホームページ等で氏名、住所（大字まで）を掲載させていただきます。
- (2) 選考の結果については、応募者全員に文書で通知します。
- (3) 応募書類は返却しません。

## 11 応募宛先及び問い合わせ先

〒270-0192

千葉県流山市平和台1丁目1番地の1

流山市役所総合政策部情報政策・改革改善課（市役所第1庁舎3階）

メール：[keieikaikaku@city.nagareyama.chiba.jp](mailto:keieikaikaku@city.nagareyama.chiba.jp)

電話 04-7150-6078 FAX 04-7150-0111

(別添)

## 納税状況確認承諾書

令和 年 月 日

(宛先) 流山市長 井崎 義治

住 所

氏 名

私は、流山市行財政改革審議会委員の選考に当たり、  
私の市税の納税状況について、貴職が確認することを  
承諾します。

### ※注意

この承諾書に署名がない場合は、納税状況が確認できないため、選考外となる場合があります。  
また、納税状況を確認し、市税に滞納があった場合、審議会委員の選考外となりますので、ご  
注意願います。